破産手続開始及び破産手続廃止

平成２３年（フ）第２９号
福井市舟橋新町第７号35番地
債務者　システムケイ株式会社
代表者代表取締役　笠原　秀二
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第８７号
函館市田家町20番33号
債務者　吉田　妙子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
　　函館地方裁判所

平成２３年（フ）第９２号
函館市田家町11番５―304号
債務者　紺谷ユキヱ
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
　　函館地方裁判所

平成２３年（フ）第９３号
北海道茅部郡森町字上台町238番地渡辺ハイツ２階右
債務者　島田　秀美
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
　　函館地方裁判所

平成２３年（フ）第９５号
函館市大森町30番11―501号
債務者　對馬　高幸
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
　　函館地方裁判所

平成２３年（フ）第９７号
函館市深堀町２番９―11号
債務者　佐藤ひとみ（旧姓濱中）
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
　　函館地方裁判所

平成２３年（フ）第９９号
北海道久遠郡せたな町北檜山区北檜山135番地51
債務者　横道　晴男
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
　　函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１００号
北海道二海郡八雲町宮園町42番地１
債務者　大島美智子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
　　函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１０１号
北海道亀田郡七飯町字上藤城１番地の１
債務者　松本　真依
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
　　函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１０２号
北海道松前郡福島町字月崎327番地の18
債務者　藤澤　明美
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
　　函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４１号
群馬県邑楽郡大泉町大字古海720番地の６
債務者　須藤　　彩
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
　　前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第５１号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野791番地２　中村住宅９号棟
債務者　島田　芳子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
　　前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第５６号
静岡県御前崎市塩原新田７番地の６　第三社員寮305号
債務者　大澤加奈子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
　　静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第５６号
千葉県八街市勢田250番地49
債務者　柴田　一夫
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
　　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第５７号
千葉県四街道市四街道２丁目17番41号　シャルマンハイツⅡ201、申立時の住所千葉県八街市勢田250番地49
債務者　柴田あき子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
　　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第６４号
千葉県八街市朝日283番地４
債務者　森田はつえ
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
　　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第７３号
千葉県四街道市大日477番地８
債務者　荒井　晴伸
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
　　千葉地方裁判所佐倉支部